## 様式3

## 行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		称	認可保育施設に対する改善等の勧告
行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名			児童福祉法、子ども・子育て支援法
条項			第 46 条第 3 項 (児童福祉法) 第 39 条、第 51 条 (子ども・子育て支援法)
所 管 課			子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課 (電話:048-829-1866)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の 場合は、そ の理由)		ま市特定教育・保育施設等立入検査実施要綱第4条第三掲げる基準
	備考		